

天理市訓令甲第 3 号

天理市行政改革推進本部設置要綱（昭和60年 3 月天理市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

別表中「教育長 教育次長」を「教育長」に改める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。